

会 議 記 録			
会議の名称	環境市民厚生常任委員会	会議場所 全員協議会室	
		担当職員 小野	
日 時	令和6年3月13日（水曜日）	開 議	午後 2時48分
		閉 議	午後 4時44分
出席委員	◎大石 ○梅本 大西 土岐 富谷 大塚 平本 西口		
理事者 出席者	【環境先進都市推進部】山内部長 【環境政策課】大倉課長、鈴木副課長 【市民生活部】森川部長 【保険医療課】吉田課長、的場国保給付係長 【こども未来部】中川部長 【保育課】原田課長、中井保育所担当課長、橋本保育政策係長、谷保育幼稚園係長		
事務局	井上事務局長、小野主任		
傍聴者	市民1名	報道関係者1名	議員3名（三上、木村、福井）

会 議 の 概 要

1 開 議

2 議案審査

[理事者入室] こども未来部

- （１）第５８号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

<こども未来部長>

（あいさつ）

<保育課長>

（資料に基づき説明）

～ 14：56

[質疑]

<大西委員>

重要事項を掲示するだけではなく、インターネットでも見ることもできるようになるということか。

<保育課長>

ホームページでも見ることもできるよう改正するものである。

<大西委員>

今回のために、新たにホームページを作成するのか。

<保育課長>

民間園では、既にホームページを作られているので、必要事項を掲載してもらうだけである。

<大西委員>

重要事項を掲示するにあたり、現場で新たな負担は生じないのか。

<保育課長>

現在も文書で重要事項を示しており、それを電子化するものである。

<梅本委員>

民間園で重要事項を掲載するにあたって、所管はどのように関わるのか

<保育課長>

民間園は法人として運営されているため、市はホームページの掲載内容まで関与しない。ただし、重要事項を記載しているかどうかは、市が行っている定期監査の際に確認する。

[理事者退室] こども未来部

[理事者入室] 市民生活部

(1) 第53号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<市民生活部長>

(あいさつ)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～15:10

[質疑]

<大西委員>

後期高齢者支援金等賦課限度額が2万円上がることで、何人ぐらいに影響があるのか。

<保険医療課長>

90世帯程度になる見込みである。

[理事者退室] 市民生活部

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第54号議案 亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<障がい福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 15 : 23

[質疑]

<大塚委員>

精神障害者保健福祉手帳1級とは、どのような基準で判断しているのか。

<障がい福祉課長>

医師が診断した症状をもとに等級を判断している。

<大塚委員>

1級の方の症状とは。

<障がい福祉課長>

重度の躁うつ病の場合などは1級になる。

<大西委員>

制度が拡大したことで増加する人数は。

<障がい福祉課長>

51人である。

(2) 第55号議案 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の一部を改正する条例の制定について

<障がい福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 15 : 31

[質疑なし]

(3) 第56号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 15 : 34

[質疑]

<大西委員>

各段階の詳細は。

<高齢福祉課長>

亀岡市で制定している基準額であるが、第1段階は基準額に0.285を乗じた額、第2段階は基準額に0.420を乗じた額、第3段階は0.685を乗じた額である。

<大西委員>

今回、取り崩しても基金は残るのか。

<高齢福祉課長>

令和５年末で基金残額は約６億円である。

- (４) 第５７号議案 亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

<高齢福祉課長>
(資料に基づき説明)

～１５：４４

[質疑]

<大塚委員>

改定事項で全サービスに共通しているものはあるか。

<高齢福祉課長>

管理者の責務及び業務範囲の明確化、書面掲示の見直しが共通している。

<大塚委員>

書面掲示の方法の見直しとは、どのようなことを行うのか。

<高齢福祉課長>

施設内に紙を掲示するだけではなく、ホームページなどインターネットを活用していきたい。

<大西委員>

取扱いの件数が増えているが、これは基準が変わったことによるものなのか。

<松本課長>

条件にもよるが、そのとおりである。

<大西委員>

従事されている人数が減ると負担が大きくなるが、基準を変えれば入所できる人数は増えるのではないか。

<高齢福祉課長>

厚生労働省が示している基準であるため、市で基準を変えることはできない。

<大西委員>

テレビ電話装置などの活用とはＺＯＯＭやＬＩＮＥを想定しているのか。

<高齢福祉課長>

そのとおりである。

[理事者退室] 健康福祉部

[理事者入室] 環境先進都市推進部

- (１) 第５２号議案 亀岡市環境プロモーションセンター設置条例の制定について

<環境先進都市推進部長>
(あいさつ)

<環境政策課長>
(資料に基づき説明)

～ 16 : 00

[質疑]

<大西委員>

当面は直営で施設を管理するとのことであるが、いつから指定管理にするのか。

<環境政策課長>

基本的には市が管理する。将来的に指定管理にもできるよう、条項を設けている。

<平本委員>

センターで行う事業の詳細は。

<環境政策課長>

環境教育や人とのつながりも含めた「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」「地球環境子ども村」に関すること。これまでの取組を継承しながら資源循環を行っていく「環境基本計画の推進」「資源循環の推進」に関すること。アユモドキの保護やまちづくりと共存する「自然環境保全」「環境美化の推進」に関することなどを行う。

<平本委員>

環境に関する事業であれば何でもよいのか。

<環境先進都市推進部長>

できるだけ多くの方に来ていただきたいと思っているが、この施設の目的の根幹として、亀岡市の環境に関する情報を発信していきたいという思いがある。

<平本委員>

どういった方をターゲットにしているのか。

<環境先進都市推進部長>

環境に興味がある方もない方にも来ていただきたい。

<平本委員>

フリースペースは、どのような方が使用できるのか。

<環境政策課長>

基本的には誰でも使っていただける。

<平本委員>

目的外使用とはどのような内容を想定しているのか。

<環境政策課長>

市庁舎の地下にあるレストランのようなものを想定している。

<平本委員>

調理施設や器具はあるのか。

<環境政策課長>

事務所として設置している。

<平本委員>

飲食は可能なのか。

<環境政策課長>

特に制限する必要はないと考えている。

<平本委員>

観光客が訪れることが想定されるが、キッチンカーを置くための使用料が設定されていないが、その理由は。

<環境先進都市推進部長>

キッチンカーを常設することは難しいが、目的に沿った形での使用については、内規で定めるなど、柔軟に対応していきたい。

<西口委員>

駐車スペースはあるのか。

<環境政策課長>

駐車スペースはない。

<平本委員>

近隣にコインパーキングがあるので、提携することも検討していただきたい。

<梅本委員>

繁忙期の料金を設定する予定はあるのか。

<環境政策課長>

公共施設であるため、一定の金額とする。

<梅本委員>

各フロアの特徴は。

<環境政策課長>

地下にある1階のオープンスペースは短時間の滞在を想定しており、アユモドキの調査や環境学習に使用したいと考えている。2階は地上階のため、見てもらいたいものを展示し、3階は会議などに使用することができる。

<梅本委員>

外国人への対応は。

<環境政策課長>

多言語での案内を行う予定である。

<平本委員>

市が事業を行うのに合わせてマルシェを行う場合、使用料は減免または免除されるのか。

<環境政策課長>

市が後援するものについては、一定認められると考えられる。

<平本委員>

市が行う子育てイベントの際も減免が認められるのか。

<環境政策課長>

環境に関する要素がある場合は、認められる場合もあると考えられる。

<平本委員>

その都度、環境に関連するか判断していくのか。

<環境先進都市推進部長>

環境情報の発信施設であるため、施設の使用を通じて参加者に環境に関心をもってもらおうということが重要である。

<土岐委員>

フリースペースに入るのに料金はかかるのか。

<環境政策課長>

料金はかからない。占用して使用する場合には料金が発生する。

<土岐委員>

料金が安いと感じるが、施設の維持管理ができるのか。

<環境政策課長>

市民ホールと同様の金額で設定している。

<土岐委員>

赤字にならないか。

<環境政策課長>

営利施設ではなく、事務所として利用するため、赤字という考えはない。

<土岐委員>

職員は何人配置するのか。

<環境政策課長>

1～3人を配置する予定である。

<土岐委員>

正職員か。

<環境政策課長>

地球環境子ども村に勤務している正職員である。

<平本委員>

事務所としての機能はどのようなになっているのか。

<環境政策課長>

市役所とLANをつなぐので、通常どおり勤務することができる。

<平本委員>

どのような業務を行うのか。

<環境政策課長>

施設の管理に加え、子ども村事業を行う。

[理事者退室] 環境先進都市推進部

3 討 論～採 決

[討論]

<大西委員>

第56号議案及び第57号議案について、反対の立場で討論する。第56号議案については、市民から介護保険料が高いという声がある中で、さらに保険料を上げることに反対する。次に、第57号議案については、規制が緩和されることで介護施設に与える影響を危惧するため反対する。

< 休 憩 16:31～16:34 >

[採決]

第52号議案	挙手	全員	可決
第53号議案	挙手	全員	可決
第54号議案	挙手	全員	可決
第55号議案	挙手	全員	可決
第56号議案	挙手	多数	可決（反対：大西）
第57号議案	挙手	多数	可決（反対：大西）
第58号議案	挙手	全員	可決

4 議会だよりの掲載事項について

<大石委員長>

議会だよりの掲載事項について、意見はあるか。

<西口委員>

環境プロモーションセンターの設置について掲載してはどうか。

<大塚委員>

府市共同事業として、重度心身障がい児者に医療費の自己負担分を支給してきたが、条例改正し、精神障がいを対象者に追加することを掲載してはどうか。

<大石委員長>

この内容としてよいか。

—了—

5 その他

<大石委員長>

今回は、3月27日（水）午前10時から委員長報告の確認などを行う。

散会 ～16：44